

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年2月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	住之江工営所における電話回線 等移設及び設定変更業務委託	建物等各種 施設管理	OKIクロステック 株式会社	¥1,980,000	2月3日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G3	—
2	令和6年度 住吉川河床清掃・ 浚渫業務委託（緊急）	建物等各種 施設管理	株式会社エコ・テクノ	¥25,630,000	2月19日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 5号	G15	—

随意契約理由書

1 委託名称

住之江工営所における電話回線等移設及び設定変更業務委託

2 相手方

OKIクロステック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、南部方面管理事務所管理棟1階の一部で発生した火災の影響から、住之江工営所の事務所機能をもと南工営所に移転するにあたって、電話回線等の移設及びボイスワープを含めた電話番号等の設定変更等を行うものである。

住之江工営所では、日頃より市民からの道路に関する問い合わせや、道路陥没等の緊急的な申告等、市民の生命・財産を損なうことのないよう、迅速に対応できる環境が必要であり、移転先においても継続して電話が利用できる業務環境を整える必要がある。

なお、移設する電話回線設備は、庁舎管理を担う南部方面管理事務所管理課が一括管理しているものであり、株式会社沖電気カスタマアドテックが通信ネットワークを構築したものであり、内部データや通信設定には専門の技術が必要となる。

本業務の履行にあたっては、一貫した責任と性能についての補償を持たせる必要があり、株式会社沖電気カスタマアドテックは、本業務を遂行できる唯一の業者であるが、平成31年4月1日をもって沖ウィンテック株式会社と合併し、OKIクロステック株式会社に事業継承されていることから、OKIクロステック株式会社と随意契約するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

南部方面管理事務所 管理課 （電話番号 06-6686-1240）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度 住吉川河床清掃・浚渫業務委託（緊急）

2. 契約相手

株式会社エコ・テクノ

3. 随意契約理由

本業務は、住吉川において良好な河川環境を保つため、河床の清掃・浚渫作業を行うものである。

対象区間は住吉川水門の上流で、かねてよりヘドロやゴミなどが堆積しやすいため、過年度より悪臭などに対して地元苦情も多く、河床清掃・浚渫の対応を実施するべく業務委託を発注してきたが、過年度より入札参加者が少なく、入札不調の傾向があり、入札参加者が拡大するための改善策として、河床清掃・浚渫とヘドロ等の処分業務委託を分割して発注してきた。

更に不調対策として、ヒアリング等を行った結果、処分業務委託におけるヘドロ等の成分が不明確であることが主要因であると判明したことから、今年度は、事前に別途ヘドロ等の底質調査業務委託の入札を執行して契約を締結し、成分を明確にして発注することで処分業務委託が入札不調とならず、契約が締結できた。

しかしながら、その後に発注する河床清掃・浚渫業務において入札不調（入札参加者はいたが、最低制限価格未満による無効）となった。

現在、上記の入札不調によって、浚渫等が実施できずヘドロの堆積が増している状況となっており、未対策のまま4月になると気候も暖かくなり、臭気が更にひどくなることから、3月末までの対応が求められている。

加えて、洪水時等に水門上流から下流へ送水するポンプ周辺のヘドロの堆積がひどく、ポンプ機能に影響を与えるため、河川施設の機能確保の観点から早急に対応する必要がある。

なお、本業務を再度入札による手続きを行う場合は、3月上旬以降の入札及び契約となるが、履行期間について業者へのヒアリング等も含めて精査した結果、履行期限に間に合わないことが判明した。

以上により、本業務の早期対応が必要であるため、予定価格の見直し等、所要な精査を行い、「4.選定条件」によって選定した業者に対して比較見積もりを実施し、最も安価な価格を提示した業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行うものとする。

4. 選定条件

（1）今年度に建設局が委託種目「01：10 土木施設清掃・除草」「042海面・水面清

2

掃」で発注した案件の全入札参加業者

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項に規定する次の許可を有すること

- ・ 積み込み、積み下ろし場所の産業廃棄物収集運搬業の許可

(積み込み場所)大阪府大阪市

(積み下ろし場所)大阪府堺市

(許可項目) 汚泥

(3) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター管理の電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入していること

5. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

6. 担当部署

建設局道路河川部河川課